

雇用継続給付

高年齢雇用継続基本給付金

高年齢雇用継続基本給付金の支給

支給要件	<p>①60歳以上65歳未満の一般被保険者である。</p> <p>②60歳時またはその後65歳前までに、被保険者であった期間が5年以上ある (資格喪失から取得までの間が1年以内で求職者給付等未支給であれば、通算可)。</p> <p>③60歳時以後の各月の賃金が、60歳時賃金の75%未満である。</p> <p>④基本手当を受給していない。</p>
支給額	<p>(賃金の低下率が64%以下の場合) 支給額=支給対象月に支払われた賃金額×10%</p> <p>(賃金の低下率が64%超75%未満の場合) 支給額=—64／110×支給対象月に支払われた賃金額+48／110×賃金月額 ※支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上の場合は支給されない。 ※支給額が最低限度額以下の場合は支給されない。</p> <p>低下率：支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金額を含む）÷賃金月額×100 賃金月額：60歳（60歳後に受給資格を得たときは、その日）前6か月間の平均賃金</p>
支給期間	<p>60歳に達した日の属する月から65歳に達する日の属する月まで</p> <p>*毎月の初日から末日まで被保険者であることが必要（60歳後に受給資格を得たときは、その月から65歳に達する日の属する月まで）</p> <p>*介護休業給付金、育児休業給付金、出産時育児休業給付金の支給対象月は除く。</p>
支給申請	<p>提出者 事業主（本人が希望するなどやむを得ない理由があるときは、被保険者も可）</p> <p>必要書類</p> <p>【初回】</p> <p>①高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書 ②雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書 ③①と②の記載内容を確認できるもの（賃金台帳、労働者名簿等） ④被保険者の年齢を確認できるもの（運転免許証等。あらかじめマイナンバーを所轄公共職業安定所に届け出ている場合は、省略可）</p> <p>【2回目以降】</p> <p>①高年齢雇用継続給付支給申請書 ②①の記載内容を確認できるもの（賃金台帳、労働者名簿等）</p> <p>提出期限 初回：支給対象月の初日から起算して4か月以内 2回目以降：公共職業安定所が指定する日（2か月に1回）</p> <p>提出先 所轄公共職業安定所（電子申請による申請も可能）</p>